

京都市告示第 224 号

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例第 3 条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市文化財建造物保存技術研修センターを臨時開所します。

平成 16 年 6 月 29 日

京都市長 榎本 頼兼

臨時に開所する日

平成 16 年 7 月 5 日（月） 9：00 から 17：00 まで

（文化市民局文化部文化財保護課）